

むつ市耐震改修促進計画

平成 22 年 11 月

平成 28 年 4 月 (改訂)

令和 3 年 3 月 (改訂)

む つ 市

目 次

はじめに	1
第 1 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模・被害の概要	3
(1) 地震の規模	3
(2) 建物被害及び人的被害	3
2 耐震化の現状	4
(1) 住宅	4
ア 耐震化の現状	4
イ 平成 7 年度における耐震化の推計	7
(2) 特定建築物	8
ア 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定される特定建築物	10
イ 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定される特定建築物	11
ウ 法第 14 条第 1 号及び第 2 号に規定する特定建築物（市全体）	12
エ 耐震改修促進法第 14 条第 3 号に規定される特定建築物	15
オ 特定建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物	16
3 耐震化の目標設定	17
第 2 章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	18
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	18
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	18
(1) むつ市木造住宅耐震診断支援事業（平成 23 年～）	19
(2) むつ市木造住宅耐震改修支援事業（令和 3 年度（予定）～）	19
3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備	20
(1) 建築士等の技術者向け講習会の開催	20
(2) 市民への情報提供	20
4 地震時に通行を確保すべき道路	20
5 市有建築物の耐震化の促進	21
6 地震時の総合的な安全対策	21
(1) 窓ガラス、天井、外壁などの落下物対策	21
(2) ブロック塀、石塀等の安全対策	21
(3) 家具の転倒防止の推進	21

(4) エレベーターの安全対策.....	21
(5) 地震に伴うがけ崩れ等による被害の軽減.....	21
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項.....	22
1 相談体制の整備・情報の充実.....	22
2 パンフレット等の活用.....	22
3 リフォームにあわせた耐震改修への誘導.....	22
4 耐震技術等に関する知識の普及.....	23
第4章 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の方針.....	24
1 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等の実施.....	24
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	25
1 関係団体による協議会等の設置.....	25
2 その他.....	25
参 考 資 料.....	26

はじめに

健康で、安心して幸せに暮らすことができる「希望のまち・むつ市」の実現を目指して、平成 22 年 11 月に「むつ市耐震改修促進計画」を策定し、市内に存する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を推進してきました。

その中で平成 28 年に本計画を改訂し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%とすることを目標として施策を実施してきました。

その後、平成 31 年 1 月 1 日に建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 80 号）が施行され、避難路沿道等に存するブロック塀等についても耐震化が図られることとなるなど、建築物の耐震化に対する状況も変化しています。

これらの背景を踏まえるとともに、前計画の課題を検証し、「むつ市国土強靱化地域計画(平成 27 年 12 月)」、「むつ市総合経営計画(平成 29 年 3 月)」などの関連施策との整合を図り、地震に強く、安心して暮らせるまちづくりを実現することを目的に、計画期間を令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間として、本計画を改訂するものです。

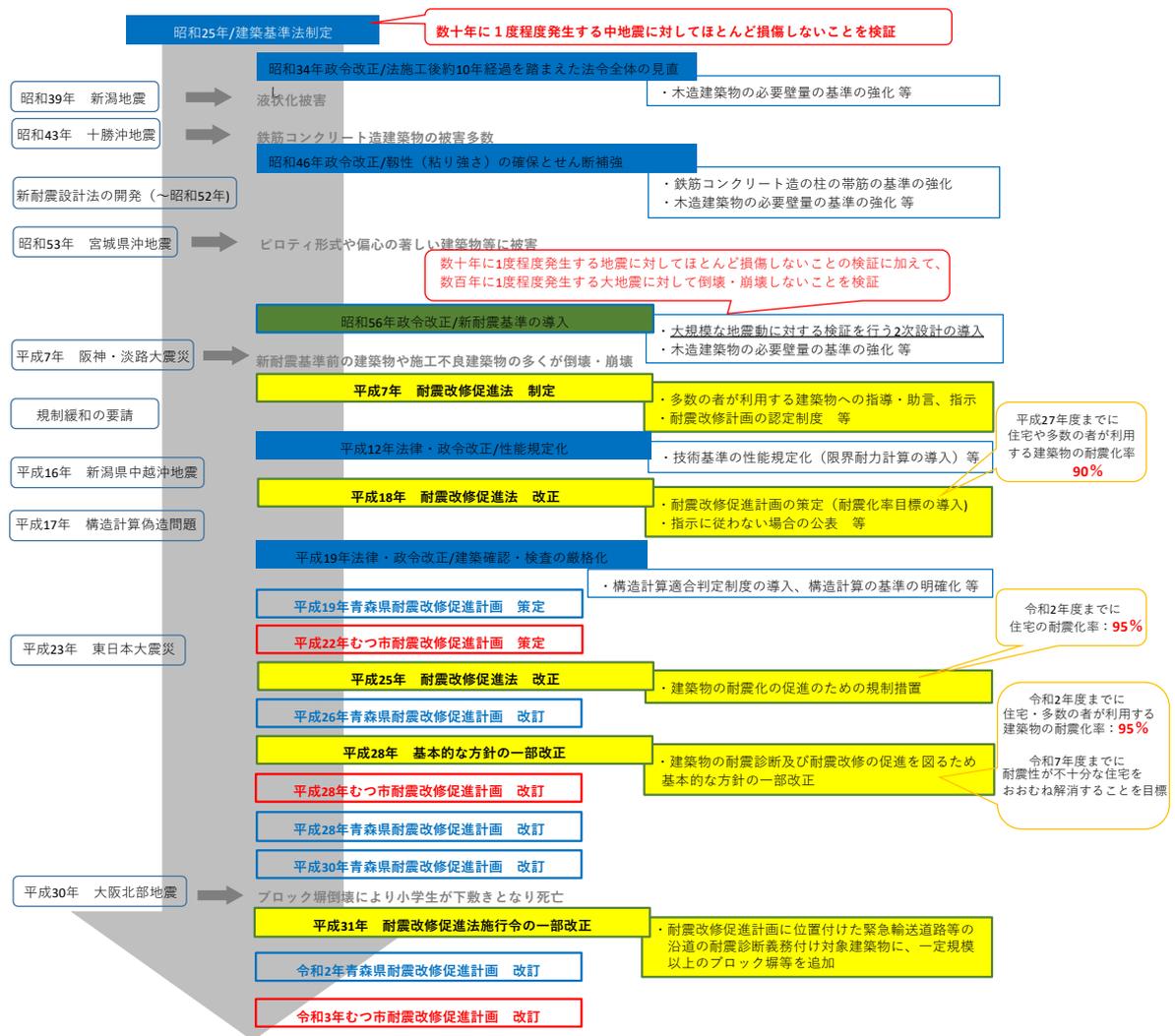


図 - 1 建築基準法構造関係規定の主な改正経緯とむつ市耐震改修促進計画

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模・被害の概要

平成 24 年度から平成 25 年度まで及び平成 27 年度に実施された青森県地震・津波被害想定調査(県総務部調査)によると、青森県での想定地震は、太平洋側海溝型地震、日本海側海溝型地震及び内陸型地震の 3 つの想定地震が設定されています。本計画では、むつ市の被害規模が最も大きい太平洋側海溝型地震を想定します。(資料 - 1 参照)

(1) 地震の規模

想定太平洋側海溝型地震(マグニチュード 9.0)の際には、太平洋側のほとんど全ての市町村の全域に震度 6 弱以上、県西部の岩木川沿いで震度 6 弱、県中央部で震度 5 弱～震度 5 強程度となり、深浦町と西目屋村を除いた市町村の 50%以上の区域に震度 5 強と予測されています。

(2) 建物被害及び人的被害

想定太平洋側海溝型地震による人的被害、建物被害の予測は表 - 1. 1 のとおり、むつ市の人的被害では、負傷者が 430 人となっており、建物被害では、全壊 1,800 棟、半壊 5,800 棟と予測されています。

表 - 1. 1 想定太平洋側海溝地震による被害予測(平成 26 年度青森県地震・津波被害想定調査報告書より)

項目		被害想定結果	
		県全体	むつ市
人的被害	死者数	25,000 人	560 人
	負傷者数	22,000 人	430 人
建物被害	全壊棟数	71,000 棟	1,800 棟
	半壊棟数	130,000 棟	5,800 棟
ライフライン被害	上水道断水人口	631,000 人	15,000 人
	下水道機能支障人口	119,000 人	2,800 人
	電力停電軒数	696,000 軒	24,000 軒
避難者数(直後)		182,000 人	10,000 人

2 耐震化の現状

(1) 住宅

ア 耐震化の現状

住宅の耐震化の現状を表 - 1. 2 と図 - 1. 1 にそれぞれ示します。

住宅総数 28,903 戸のうち、戸建て木造住宅が 27,801 戸と全体の約 96.2% を占めます。これは、住宅のほとんどが戸建て木造住宅であることを示しています。

昭和 55 年以前に建築された旧耐震基準の住宅は 12,101 戸であり、そのうち耐震性が確保されているものは、県計画の割合に準じて推定すると、5,548 戸となります。

昭和 56 年以降の新耐震基準の住宅は 16,802 戸であり、耐震性が確保されている住宅の合計は 22,350 戸となります。したがって、住宅の現状の耐震化率は 77.3% と推定されます。

表 - 1. 2 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

地区	区分	住宅総数 a=b+d	昭和 55 年以前の住宅		昭和 56 年以降の 住宅 d	耐震性あ り住宅数 e=c+d	耐震化率 f=e/a
			耐震性あ り(推定) b	耐震性あ り(推定) c			
市全体	戸建て木造	27,801	11,872	5,542	15,929	21,471	77.2%
	戸建て非木造	267	57	4	210	214	80.1%
	共同住宅木造	681	128	2	553	555	81.5%
	共同住宅非木造	154	44	0	110	110	71.4%
	合計	28,903	12,101	5,548	16,802	22,350	77.3%

* 1 家屋課税台帳データ（令和 2 年 1 月 1 日現在）に基づき、「戸建」「併用住宅」「共同住宅」から集計した値です。

* 2 昭和 55 年以前の住宅のうち「耐震性あり」の戸数は、県計画の割合に基づき推定しました。

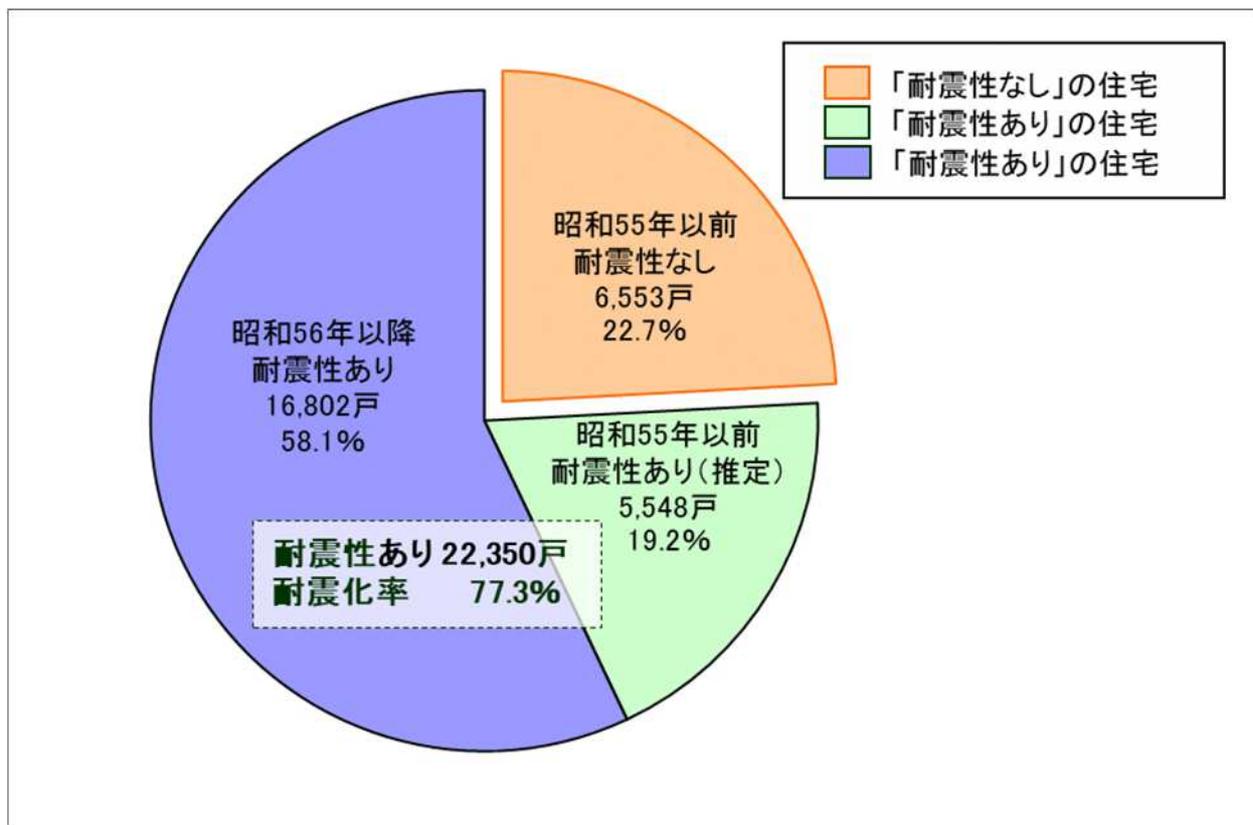


図 - 1. 1 住宅の耐震化の現状：「耐震性あり」と「耐震性なし」の割合

地区別に整理した住宅の耐震化の現状を表 - 1. 3と図 - 1. 2にそれぞれ示します。

むつ地区の住宅は21,648戸(74.9%)、すなわち、住宅総数の約4分の3を占めています。次いで大畑地区3,907戸(13.5%)、川内地区2,257戸(7.8%)、脇野沢地区1,091戸(3.8%)となります。

昭和55年以前の住宅のうち、耐震性が確保されている住宅の割合を県計画と同様と仮定した場合、現状の耐震化率は、むつ地区79.7%、川内地区69.3%、大畑地区70.7%、脇野沢地区69.9%となります。

表 - 1. 3 住宅の耐震化の現状：地区別

(単位：戸)

地区	区分	住宅総数 a=b+d	昭和 55 年以前の住宅		昭和 56 年以降の 住宅 d	耐震性あ り住宅数 e=c+d	耐震化率 f=e/a
			b	耐震性あ り(推定) c			
むつ	戸建て木造	20,600	7,850	3,665	12,750	16,415	79.7%
	戸建て非木造	251	54	4	197	201	80.1%
	共同住宅木造	657	115	2	542	544	82.8%
	共同住宅非木造	140	38	0	102	102	72.9%
	合計	21,648	8,057	3,671	13,591	17,262	79.7%
川内	戸建て木造	2,243	1,291	602	952	1,554	69.3%
	戸建て非木造	5	0	0	5	5	100.0%
	共同住宅木造	6	3	0	3	3	50.0%
	共同住宅非木造	3	2	0	1	1	33.3%
	合計	2,257	1,296	602	961	1,563	69.3%
大畑	戸建て木造	3,869	2,117	989	1,752	2,740	70.8%
	戸建て非木造	9	2	0	7	7	77.8%
	共同住宅木造	18	10	0	8	8	44.4%
	共同住宅非木造	11	4	0	7	7	63.6%
	合計	3,907	2,133	988	1,774	2,762	70.7%
脇野沢	戸建て木造	1,089	614	287	475	762	70.0%
	戸建て非木造	2	1	0	1	1	50.0%
	共同住宅木造	0	0	0	0	0	-
	共同住宅非木造	0	0	0	0	0	-
	合計	1,091	615	287	476	763	69.9%
市全体	戸建て木造	27,801	11,872	5,542	15,929	21,471	77.2%
	戸建て非木造	267	57	4	210	214	80.1%
	共同住宅木造	681	128	2	553	555	81.5%
	共同住宅非木造	154	44	0	110	110	71.4%
	合計	28,903	12,101	5,548	16,802	22,350	77.3%

* 1 家屋課税台帳データ（令和 2 年 1 月 1 日現在）に基づき、「戸建」「併用住宅」「共同住宅」から集計した値です。

* 2 昭和 55 年以前の住宅のうち「耐震性あり」の戸数は、県計画の割合に基づき推定しました。

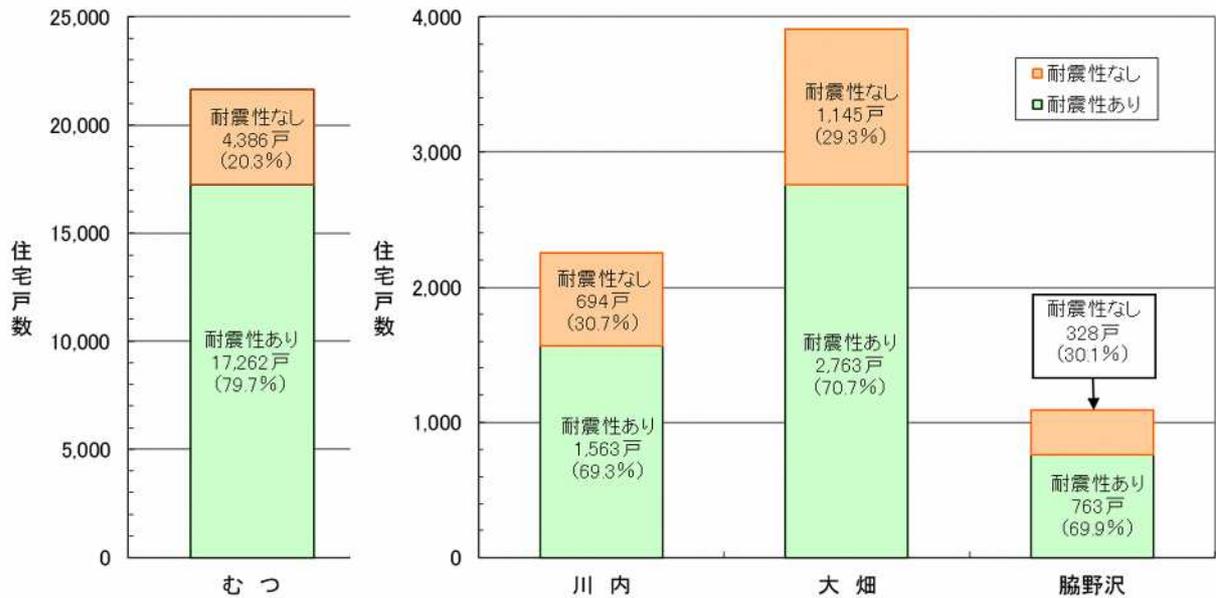


図 - 1. 2 住宅の耐震化の現状：「耐震性あり」と「耐震性なし」の地区別の割合

イ 平成7年度における耐震化の推計

令和7年度における住宅戸数の推計値を表 - 1. 4に示します。

新築、増築、滅失による住宅棟数の増減を考慮すると、令和7年度の住宅は29,068戸、「耐震性あり」の住宅は22,926戸、耐震化率は78.9%になると推計されます。

表 - 1. 4 令和7年度における住宅の耐震化の推計

(単位：戸)

地区	区分	住宅総数 a=b+d	昭和55年以前の住宅		昭和56年以降の住宅 e	耐震性あり住宅数 f=c+d+e	耐震化率 g=f/a
			b	c			
市全体	戸建て木造	27,916	11,122	5,193	16,794	21,987	78.8%
	戸建て非木造	272	52	4	220	224	82.4%
	共同住宅木造	726	128	2	598	600	82.6%
	共同住宅非木造	154	39	0	115	115	74.7%
	合計	29,068	11,341	5,199	17,727	22,926	78.9%

* 1 むつ市資料に基づき、平成27年から令和元年までの新築、増築、滅失戸数の変化から、令和2年までの傾向を求め、表 - 1. 2 (4ページ) 現状の住宅戸数の加減算を行いました。

(2) 特定建築物

本計画においては、法第 14 条に規定する建築物を「特定建築物」として定義します。

特定建築物の所有者は、当該建築物について特定既存耐震不適格建築物の要件に該当する場合は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

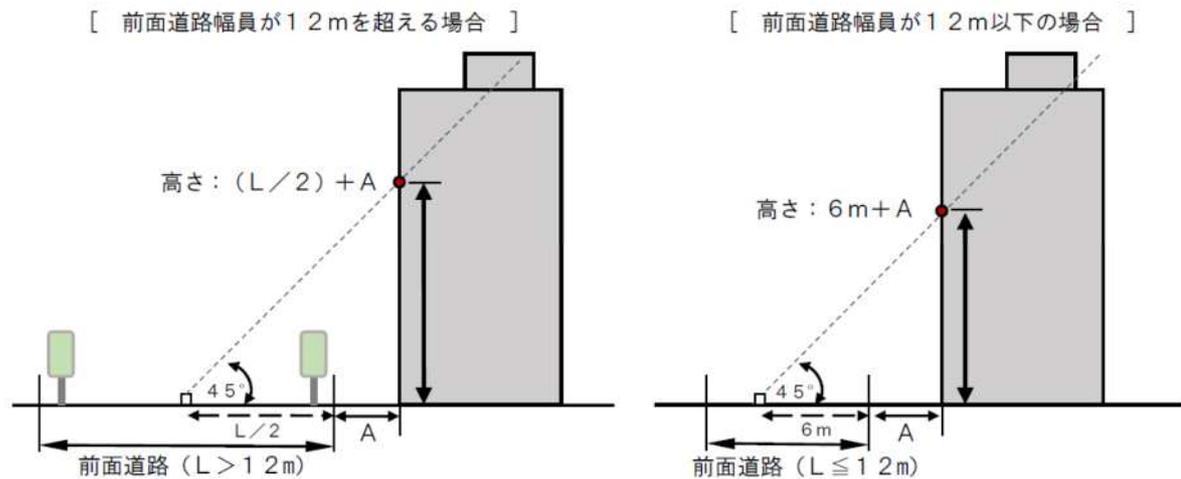
－耐震改修促進法第 14 条抜粋（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）－

次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 1 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
→ **多数の者が利用する建築物**
- 2 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
→ **危険物の貯蔵場または処理場等の用途に供する建築物**
- 3 その敷地が法第 5 条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物
→ **通行障害建築物**

※ 通行障害建築物の要件

- 1 施行令第4条第1号：建築物のいずれかの高さが下記の距離を超える建築物



- 2 施行令第4条第2号：前面道路中心線からの距離の $1/2.5$ 倍を超えるブロック塀等

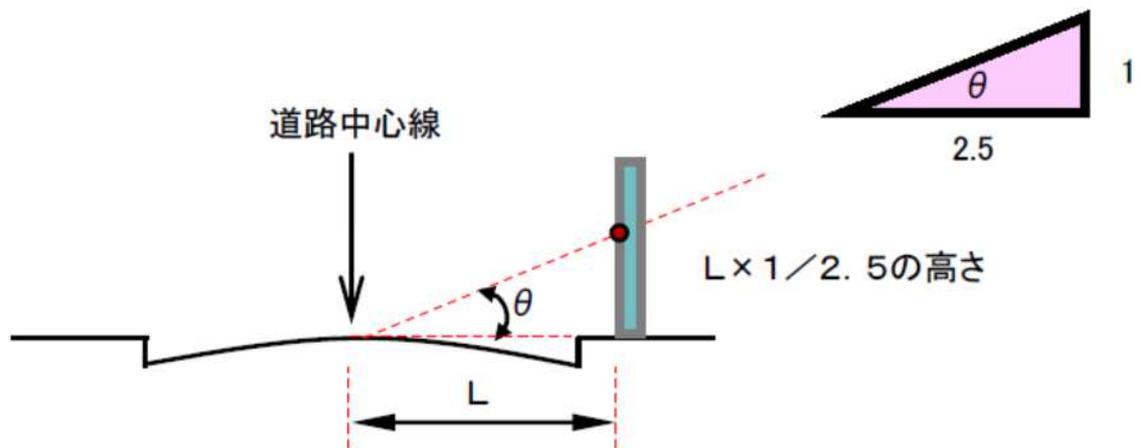


図 - 1. 3 耐震改修促進法第14条第3号に規定される建築物

ア 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定される特定建築物

多数の者が利用する建築物

表 - 1. 5 特定建築物一覧

法	用途	法第 14 条の所有者の努力義務及び法第 15 条第 1 項の指導・助言対象建築物	法第 15 条第 2 項の指示対象建築物
第 14 条 第 1 号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	遊技場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	公衆浴場	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供するものを除く)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上
	郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上

イ 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定される特定建築物

危険物の貯蔵場または処理場等の用途に供する建築物

表 - 1. 6 特定建築物となる危険物の数量一覧

法	政令 第 7 条 第 2 項	危険物の種類		危険物の数量
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 t
			爆薬	5 t
			工場雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 km
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
			その他火薬を使用した火工品	10 t
			その他爆薬を使用した火工品	5 t
	第 2 号	消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 t	
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20m ³	
	第 5 号	マッチ	300 マッチトン ^{注)}	
第 6 号	可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)	2 万 m ³		
第 7 号	圧縮ガス	20 万 m ³		
第 8 号	液化ガス	2,000 t		
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 t		
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 t		

注 1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17 mm) で 7,200 個、約 120 kg。

ウ 法第 14 条第 1 号及び第 2 号に規定する特定建築物（市全体）

市内にある特定建築物の耐震化の状況は表 - 1. 7 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は 91.9% となります。そのうち市庁舎や小・中学校等の災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は 95.2%、百貨店やホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 84.6%、共同住宅や老人ホーム等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 91.5% となっています。

また、法第 14 条第 2 号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物の耐震化率は 70.4% となります。

表 - 1. 7 特定建築物の耐震化の現状（市全体）

（単位：棟）

用途区分	建築物用途	総棟数 a=b+d	昭和 55 年以前の建築物		昭和 56 年以降の 建築物 D	耐震性を 有する建 築物 e=c+d	耐震化率 f=e/a
			耐震性あ り（推定） b	c			
災害時の拠点・避難 施設となる建築物	病院、老人福祉センタ ー等	62	19	16	43	59	95.2%
不特定多数の者が利 用する建築物	店舗、ホテル・旅館、 博物館、銀行等	26	7	3	19	22	84.6%
特定多数の者が利用 する建築物	共同住宅、老人ホー ム、事務所、工場等	47	10	6	37	43	91.5%
計		135	36	25	99	124	91.9%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物		108	53	21	55	76	70.4%

* 1 家屋課税台帳データ（令和 2 年 1 月 1 日現在）及びむつ市資料に基づき、表 - 1. 5（10 ページ）の条件より抽出・集計しました。

(ア) 市有建築物

特定建築物のうち、市有建築物の耐震化の状況は表 - 1. 8 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は 96.9% となります。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物（公共）の耐震化率は 96.2%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 100.0%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 100.0% となっています。

また、法第 14 条第 2 号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物の耐震化率は 90.0% となります。

表 - 1. 8 特定建築物の耐震化の現状（市有建築物）

（単位：棟）

用途区分	建築物用途	総棟数 a=b+d	昭和 55 年以前の建築物		昭和 56 年以降の 建築物 d	耐震性を 有する建 築物 e=c+d	耐震化率 f=e/a
			耐震性あ り b	c			
災害時の拠点・避難 施設となる建築物	病院、老人福祉セン ター等	53	18	16	35	51	96.2%
不特定多数の者が利 用する建築物	集会場、展示場、市 場等	4	0	0	4	4	100.0%
特定多数の者が利用 する建築物	共同住宅、事務所等	7	0	0	7	7	100.0%
計		64	18	16	46	62	96.9%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物		10	1	0	9	9	90.0%

* 1 むつ市資料に基づき、表 - 1. 5（10 ページ）の条件から抽出・集計しました。

* 2 昭和 55 年以前の建築物のうち「耐震性あり」の棟数は、耐震改修の実績に基づき集計しました。

(イ) 民間建築物等

特定建築物のうち、民間建築物等の耐震化の状況は表 - 1. 9 のとおり、法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物の耐震化率は 87.3% となります。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物（民間）の耐震化率は 88.9%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 81.8%、特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は 90.0% となっています。また、法第 14 条第 2 号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物の耐震化率は 68.4% となります。

表 - 1. 9 特定建築物の耐震化の現状（民間建築物等）

（単位：棟）

用途区分	建築物用途	総棟数 a=b+d	昭和 55 年以前の建築物		昭和 56 年以降の建築物 d	耐震性を有する建築物 e=c+d	耐震化率 f=e/a
			耐震性あり（推定） b	耐震性なし（推定） c			
災害時の拠点・避難施設となる建築物	病院、老人福祉センター等	9	1	0	8	8	88.9%
不特定多数の者が利用する建築物	店舗、ホテル・旅館、博物館、銀行等	22	7	3	15	18	81.8%
特定多数の者が利用する建築物	共同住宅、老人ホーム、事務所、工場等	40	10	6	30	36	90.0%
計		71	18	9	53	62	87.3%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		98	52	21	46	67	68.4%

* 1 家屋課税台帳データ（令和 2 年 1 月 1 日現在）に基づき、表 - 1. 5（10 ページ）の条件から抽出・集計しました。

* 2 昭和 55 年以前の建築物のうち「耐震性あり」の棟数は、県計画の割合に基づき推定しました。

表 - 1. 10 緊急輸送道路等を閉塞させる可能性のある建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

用途区分	総棟数 a=b+d+f	昭和 55 年以前の建築物		昭和 56 年以降の建築物 d	耐震性を有する建築物 e	建築年不明建築物 f	耐震化率 g=e/(a-f)
		耐震性あり(推定) b	c				
市有建築物	1	1	0	0	0	0	0.0%
民間建築物等	467	277	113	175	288	15	63.7%
計	468	278	113	175	288	15	63.6%

* 1 図 - 1. 4 (15 ページ) の路線沿いにある図 - 1. 3 (9 ページ) の条件を満たす建築物の情報を、令和 2 度における現地調査及び家屋課税台帳データ (令和 2 年 1 月 1 日現在) から抽出・集計しました。

* 2 緊急輸送道路沿いの建築物の多くが住宅 (店舗との併用を含む) であることから、昭和 55 年以前の建築物のうち「耐震性あり」の棟数は、県計画の住宅の割合を適用し、推定しました。

オ 特定建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物

耐震改修促進法の規定に基づき、青森県が公表した耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状については表 - 1. 11 のとおりです。

表 - 1. 11 特定建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物の現状

(単位：棟)

総棟数 a=b+d	昭和 55 年以前の建築物		昭和 56 年以降の建築物 d	耐震性を有する建築物 e=c+d	耐震化率 f=e/a
	耐震性あり b	c			
3	3	2	0	2	66.7%

3 耐震化の目標設定

本計画は、平成 22 年度に策定し、平成 28 年度の改訂において令和 2 年までに住宅及び特定建築物の耐震化率を 95%とすることを目標として取り組んできました。

今回の改訂で耐震化の目標については、令和 7 年の住宅及び特定建築物の耐震化率を 95%とすることを目標としつつ、国が基本的な方針で示す耐震性が不十分な住宅及び特定建築物を概ね解消することを目指して取り組んでいきます。

また、特定建築物のうち耐震改修促進法の規定に基づき青森県の公表した耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物（表 - 1. 11（16 ページ））については、令和 7 年を目途に解消できるよう取り組んでいきます。

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性等についての積極的な普及・啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

また、市では、耐震化を促進するための優遇措置として、耐震性が不十分である建築物の耐震改修工事の費用の一部を補助する事業の実施も検討します。

また、市では、ブロック塀等の耐震化を促進し、ブロック塀等の倒壊による人身事故の防止及び地域防災計画上重要である緊急輸送道路・通学路の安全を図るため、民間ブロック塀等の安全確保に関する事業に対して補助を行うことも検討します。

【施策を進めるための各種取り組み】

(1) むつ市木造住宅耐震診断支援事業（平成 23 年～）

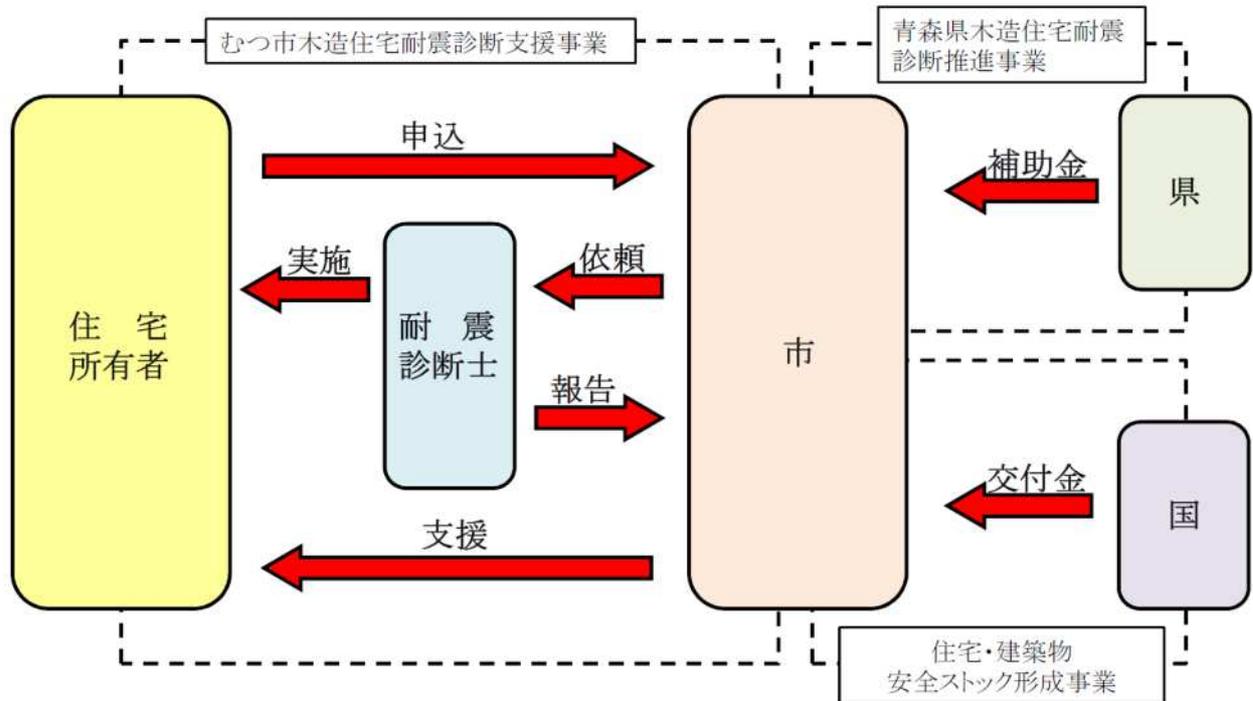


図 - 2. 1 むつ市木造住宅耐震診断支援事業イメージ

(2) むつ市木造住宅耐震改修支援事業（令和 3 年度（予定）～）

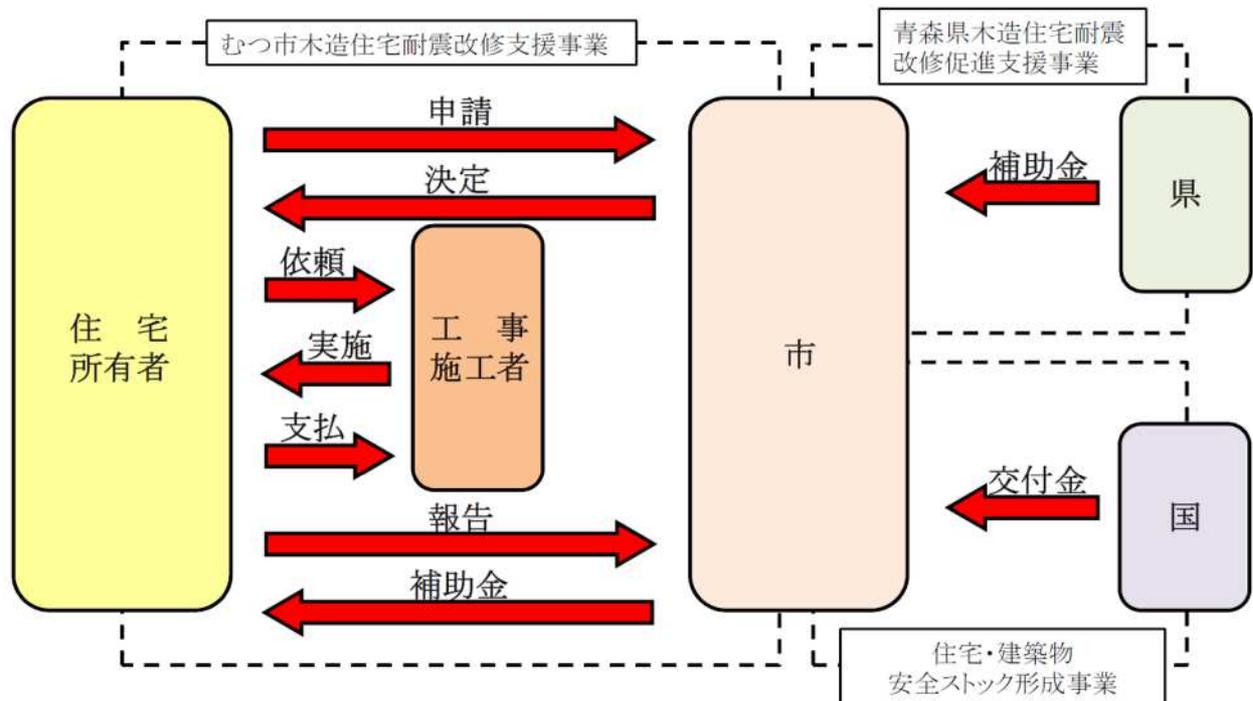


図 - 2. 2 むつ市木造住宅耐震改修支援事業イメージ

3 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

(1) 建築士等の技術者向け講習会の開催

県では県民が安心して耐震診断及び耐震改修を依頼できるよう、県内の建築士等の技術者向けに、平成 16 年度「青森県木造住宅耐震診断マニュアル」、平成 17 年度「青森県木造住宅耐震改修マニュアル」を作成し、講習会を開催してきました。受講者については、県のホームページにて公表し、広く県民へ情報提供を行っています。

市は、今後も県と連携し、住民が安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境整備を図ります。

(2) 市民への情報提供

県では耐震診断及び耐震改修の普及を図るため、平成 17 年度に「青森県木造住宅耐震改修ガイドブック」が作成され、県内各市町村役場及び県の出先機関等へ配布するとともに、必要な方への無料配布を行い、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を行っています。

市では、本計画や、県で作成した冊子、日本建築防災協会が作成・公表しているパンフレットなどを活用し、市民に対して、耐震診断及び耐震改修に関する情報提供を積極的に行うとともに、市のイベント等における各種講座や会合を活用し、市民への耐震診断・耐震改修の普及、啓発を図ります。

また、市のホームページには本計画やブロック塀等に関する安全対策、耐震化に関する情報を公表するなど、インターネットを活用した耐震施策の啓発にも取り組んでいきます。

4 地震時に通行を確保すべき道路

市は、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、地震時に通行を確保すべき道路として、青森県地域防災計画に定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路及び市が緊急輸送道路に準じるものとして地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する道路を位置付け、その沿道の通行障害建築物（法第 14 条第 3 号に規定する建築物）の耐震化を誘導します。

また、ブロック塀等については、所有者等に向け安全点検の実施等について情報提供を行い、県と連携して市でパトロール等を実施するなど安全対策を図ります。

5 市有建築物の耐震化の促進

市有建築物のうち、市立小・中学校の他に公民館や集会所も避難所として指定されており、災害時の拠点としての安全対策が必要です。

市では、地震による被害を最小限に抑えるため、災害時の拠点・避難施設となる市有建築物について、積極的かつ計画的に耐震化を図ります。

6 地震時の総合的な安全対策

(1) 窓ガラス、天井、外壁などの落下物対策

地震時には、窓ガラスや外壁、袖看板等、建築物の外装材の損壊・落下によって、通行人や避難者などに被害を与える危険性があります。そのため、被害が予想される建築物の所有者に必要な対策を指導し、地震時の危険性を継続的に啓発するよう努めます。

(2) ブロック塀、石塀等の安全対策

ブロック塀等が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生することがあります。また、道路閉塞となり、避難や救援活動に大きな支障をきたすこととなります。

そのため、ブロック塀等の正しい施工方法を普及啓発し、生垣等への転換を誘導します。

(3) 家具の転倒防止の推進

建築物が耐震化されていても、家具等の転倒防止対策が実施されていない場合は、家具の転倒・散乱による怪我や、避難の遅れなどの原因となります。

そこで、家具の転倒防止対策について、広報を通じて市民に周知します。

(4) エレベーターの安全対策

地震時におけるエレベーターの閉じ込め等を防止するため、初期微動を感知し最寄り階に停止し、ドアを開放する装置などの地震対策がなされていないエレベーターの所有者に対し、その重要性を啓発し、普及を図ります。

(5) 地震に伴うがけ崩れ等による被害の軽減

大規模地震に伴うがけ崩れや大規模な盛土造成地の崩壊等による被害を軽減させるため、危険箇所の実態把握等に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、災害発生を未然に防止するための有効な事業手法や支援制度等の活用を検討していきます。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

1 相談体制の整備・情報の充実

県では、県（県土整備部建築住宅課）、各地域県民局（地域整備部建築指導課）を耐震に関する相談窓口としているほか、専門家による設計・監理等の技術的な相談は（一社）青森県建築士事務所協会、工事契約に関する紛争については県（県土整備部監理課）にて、住民からの相談に応じています。

さらに県では「青森県木造住宅耐震診断マニュアル」や「青森県木造住宅耐震改修マニュアル」の講習会を開催し、受講者をホームページにて公開し、住民への情報提供を行っています。

市では、都市整備部まちづくり推進課に耐震診断・改修に関する相談窓口を設置し、耐震診断・改修に関する市民からの相談に応じます。

パンフレット等の資料は、市役所本庁舎の相談窓口だけでなく、川内庁舎、大畑庁舎、脇野沢庁舎で閲覧できる環境を整備するとともに、インターネット等の手段も活用して、市民への情報提供を行います。

また、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要、リフォームとあわせた耐震改修への誘導、特定建築物の耐震化に関する情報提供など、県と連携しながら耐震化の促進に努めます。

2 パンフレット等の活用

本計画や県が作成した「青森県木造住宅耐震改修ガイドブック」等を窓口で配布するほか、市が主催する各種イベント等でも活用し、建築物の地震に対する安全性の向上に関する知識の普及を図るものとします。

3 リフォームにあわせた耐震改修への誘導

耐震改修は、建築物の構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

市は、県が進めるリフォーム対策の推進にあわせて、耐震改修工事とリフォーム工事を同時に行うことの利点について普及を図り、リフォームにあわせた耐震改修への誘導を行います。

4 耐震技術等に関する知識の普及

市や地元企業が開催する各種イベント等において、耐震技術等に関する知識の普及を行うことにより安全性の向上を図ります。

第4章 特定既存耐震不適格建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等の方針

1 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等の実施

耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならないとしています。そして、所管行政庁は、耐震改修促進法第15条の規定に基づき、特定建築物の所有者に対して指導及び助言を行い、特に、倒壊を防止する必要性が高いものについては指示や公表を行うこととしています。また、特定行政庁は、建築基準法第10条の規定に基づき、保安上危険な建築物の所有者、占有者または管理者に対して勧告、場合によっては命令を実施していくこととしています。

そのため、市では、この指導等を行うことのできる所管行政庁と連携し、これらの特定建築物の所有者に対して、耐震化への啓発を行います。

耐震改修促進法に基づく指導及び助言、指示、公表の対象になる建築物を表-4.1に示します。

表-4.1 耐震改修促進法による耐震診断又は耐震改修の指導等の対象建築物

	努力義務 (法第14条)	指導及び助言 (法第15条第1項)	指示 (法第15条第2項)	公表 (法第15条第3項)
対象建築物	特定既存耐震不適格建築物 (階数3以上かつ1,000㎡以上等)		特定既存耐震不適格建築物 (2,000㎡以上等)	指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者等が、正当な理由がなく、その指示に従わなかった建築物

*1 表中の「法」とは、耐震改修促進法を指します。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体による協議会等の設置

県では、平成9年に青森県、青森市、弘前市、八戸市、(一社)青森県建築士会及び(一社)青森県建築士事務所協会にて構成する「青森県建築物地震対策連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設立し、平成16年には、県内の全市町村を含めた協議会に拡充しています。また、平成21年には「青森県建築物等地震対策連絡協議会」とし、一部内容を改正しています。

協議会では、耐震診断、耐震改修の普及・啓発に係る協力、情報交換を行い、本計画の円滑な実施を図るものとしています。

2 その他

本計画は、令和7年度までの5ヶ年の計画としておりますが、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、見直しができるものとします。

参 考 资 料

○ 想定地震の概要(平成 26 年度青森県地震・津波被害想定調査 報告書より)

1 太平洋側海溝型地震

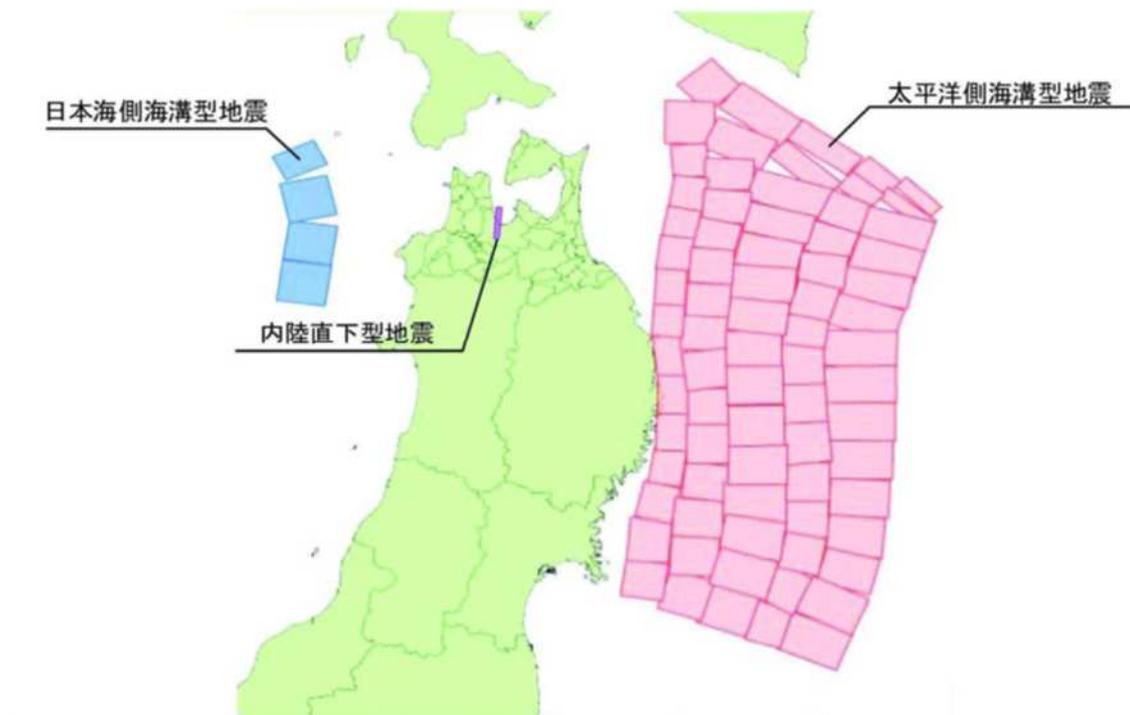
1968 年十勝沖地震及び 2011 年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定。この想定地震から算定されるマグニチュードは 9.0 となる。この地震を「太平洋側海溝型地震」と呼ぶ。

2 日本海側海溝型地震

1983 年日本海中部地震の震源モデル(Sato, 1985)、及びその最大余震の震源モデル(阿部, 1987)を考慮して震源モデルを設定。この想定地震から算定されるマグニチュードは 7.9 となる。この地震を「日本海側海溝型地震」と呼ぶ。

3 内陸直下型地震

「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究所[2009])」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定。この想定地震から算定されるマグニチュードは 6.7 となる。この地震を「内陸直下型地震」と呼ぶ。



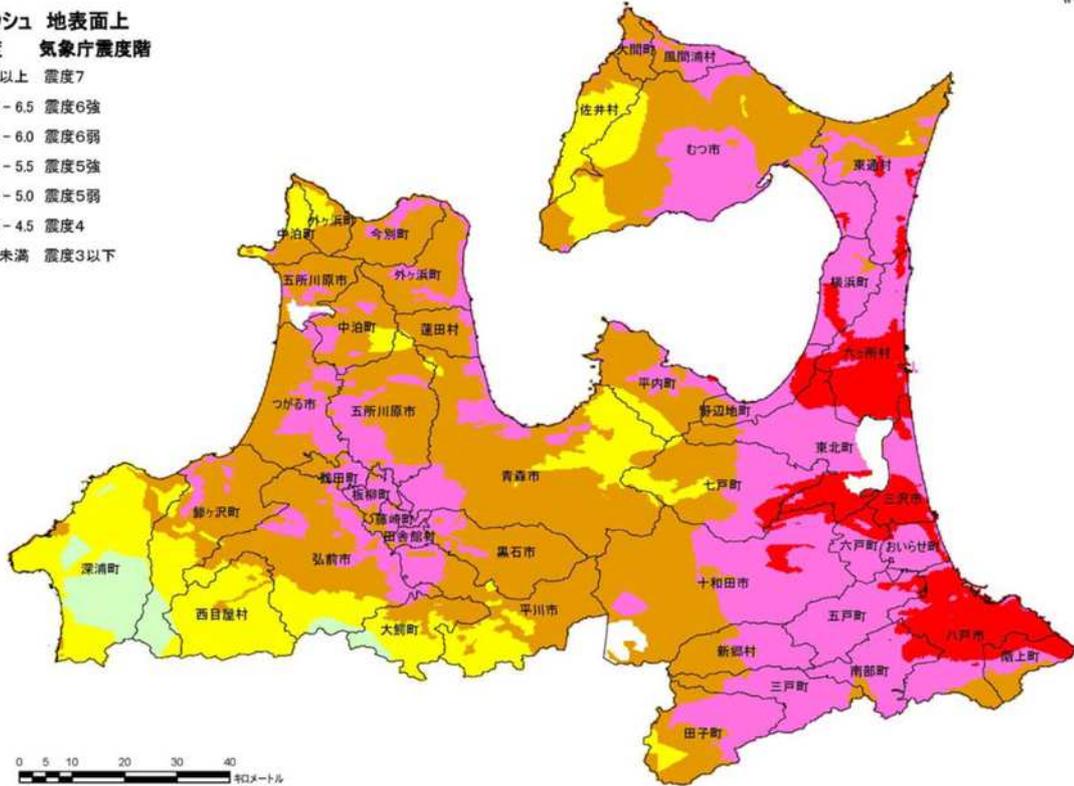
想定地震における震度分布等(平成 26 年度青森県地震・津波被害想定調査報告書より)

1 想定太平洋海溝型地震（マグニチュード9.0）

凡例

250mメッシュ 地表面上
計測震度 気象庁震度階

- 6.5以上 震度7
- 6.0-6.5 震度6強
- 5.5-6.0 震度6弱
- 5.0-5.5 震度5強
- 4.5-5.0 震度5弱
- 3.5-4.5 震度4
- 3.5未満 震度3以下

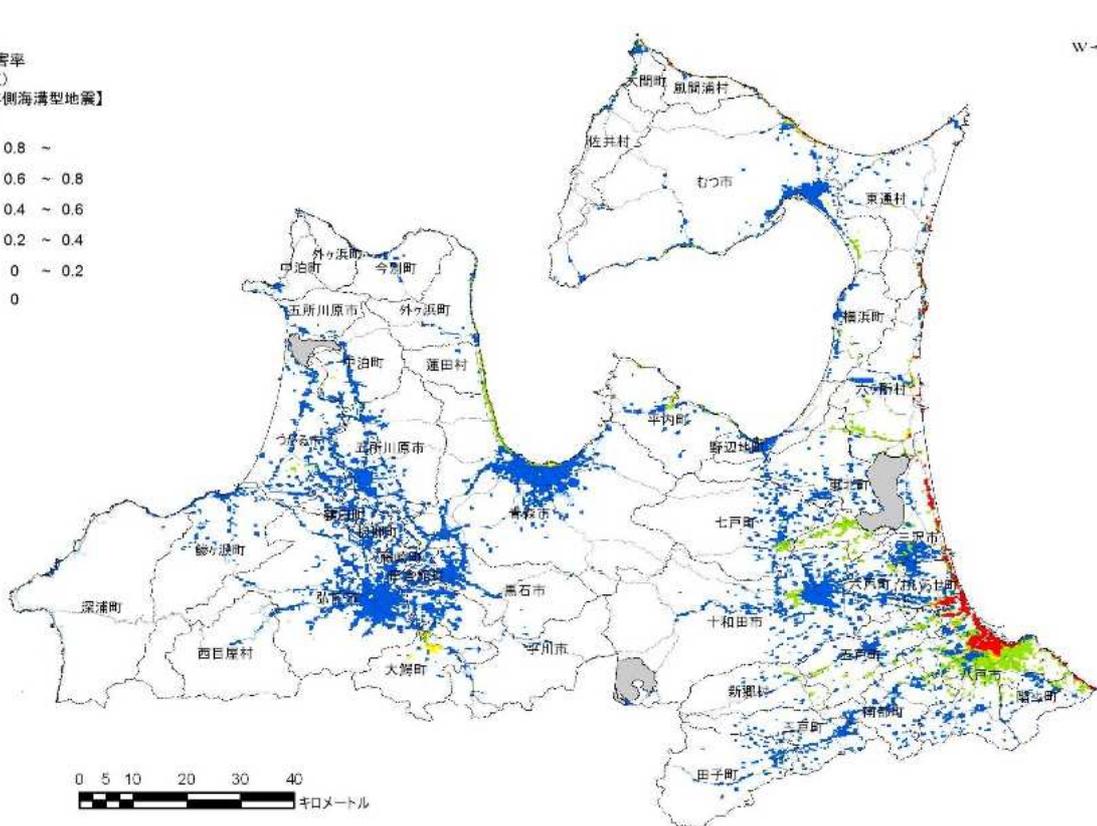


(図(1) - 1 震度分布図)

凡例

建物被害率
(冬深夜)
【太平洋側海溝型地震】
(%)

- 0.8 ~
- 0.6 ~ 0.8
- 0.4 ~ 0.6
- 0.2 ~ 0.4
- 0 ~ 0.2
- 0

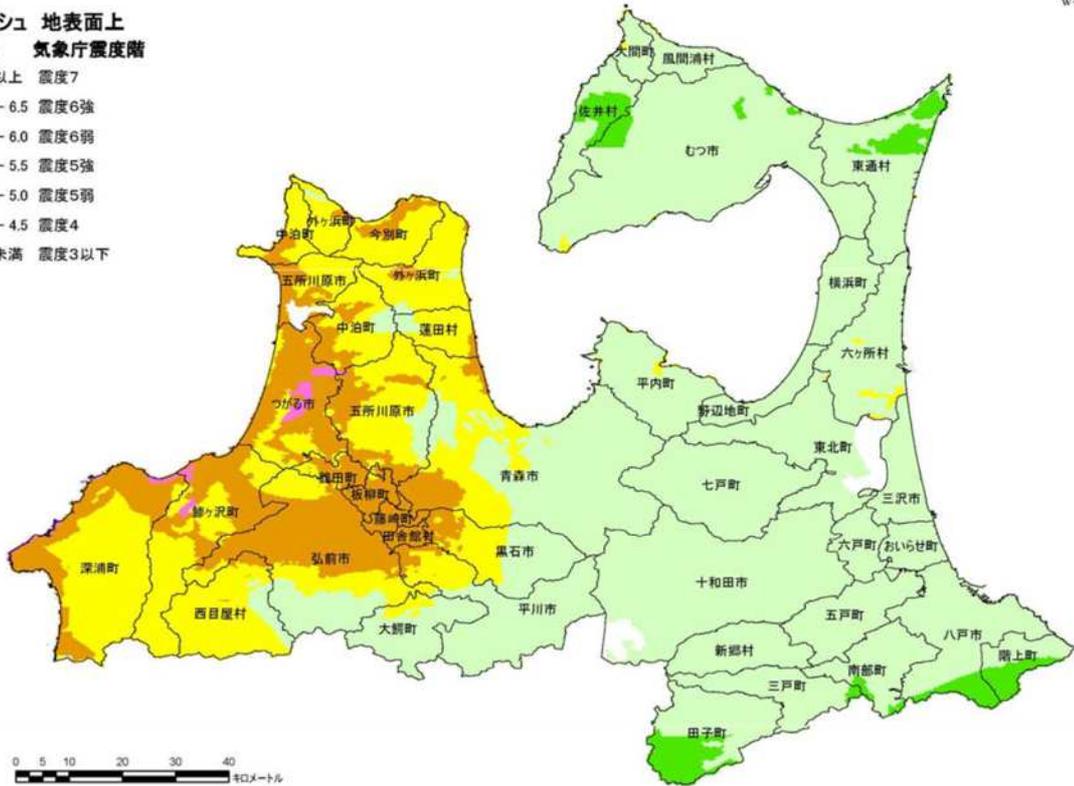
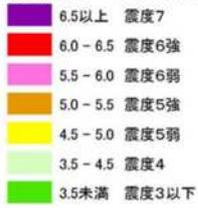


(図(1) - 2 建物被害（被害率）分布図)

2 想定日本海側海溝型地震（マグニチュード7.9）

凡例

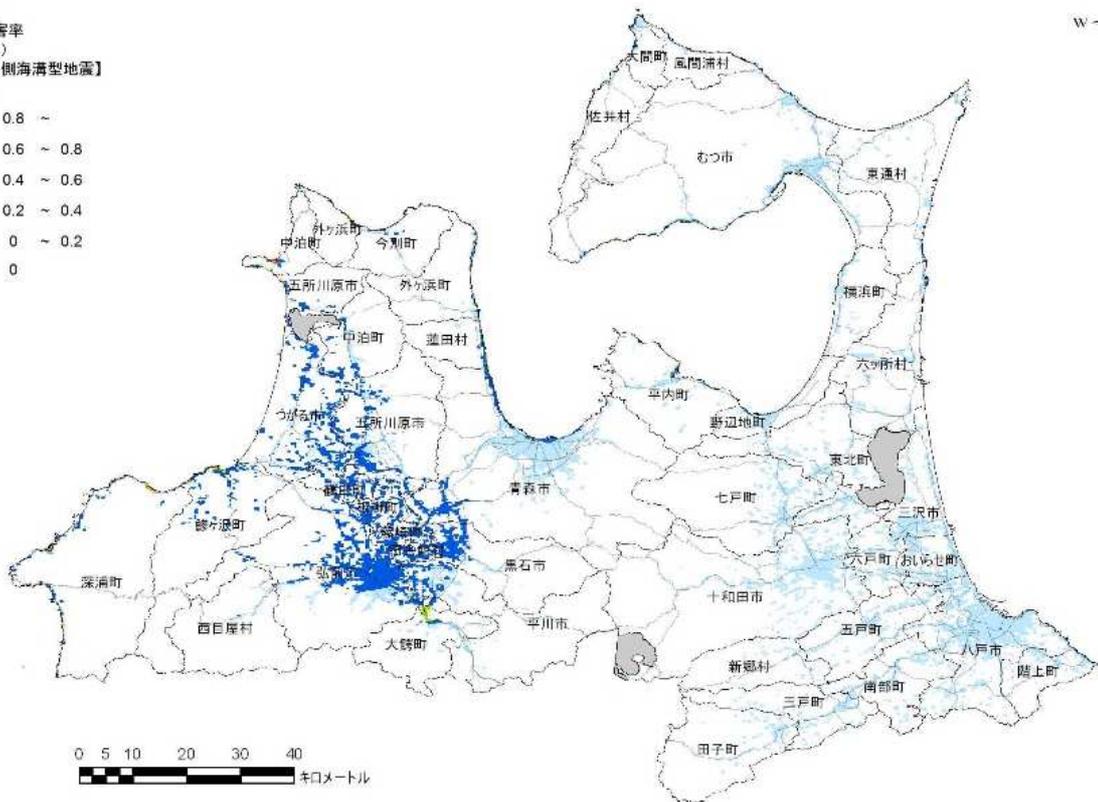
250mメッシュ 地面上
計測震度 気象庁震度階



(図(2) - 1 震度分布図)

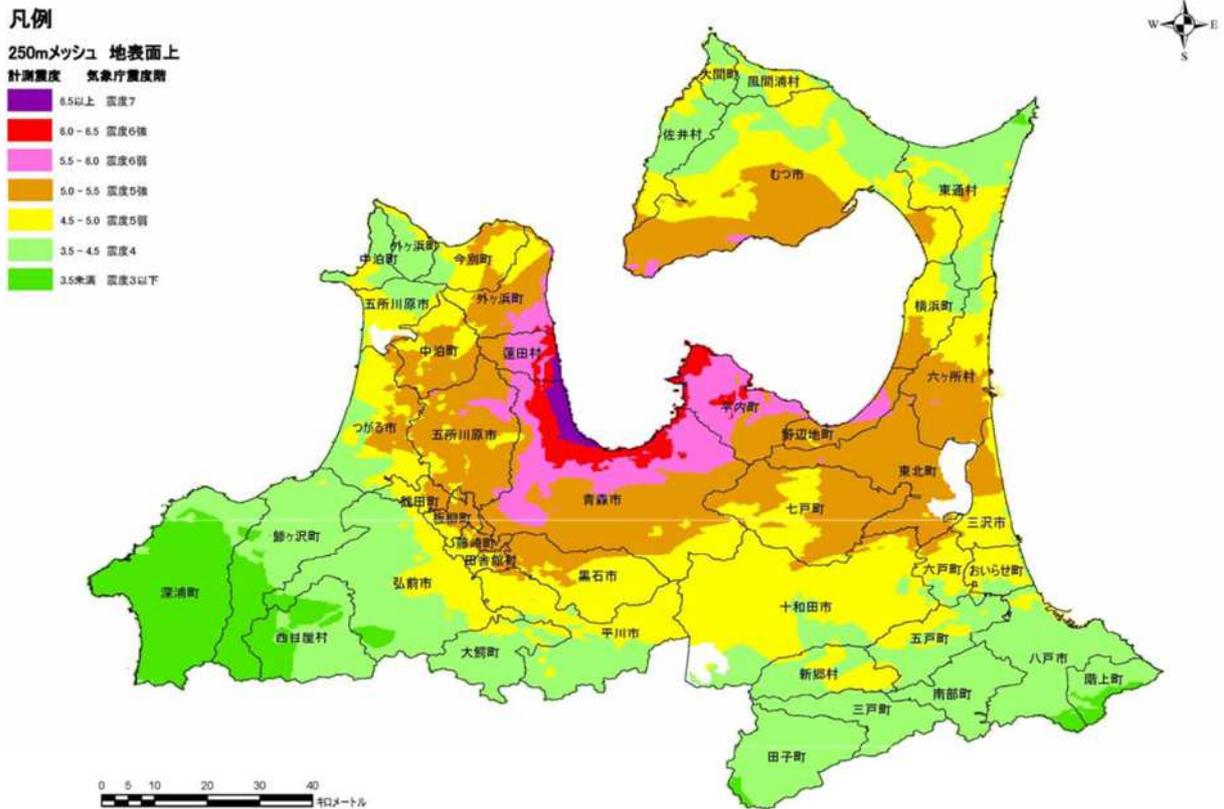
凡例

建物被害率
(冬深夜)
【日本海側海溝型地震】
(%)

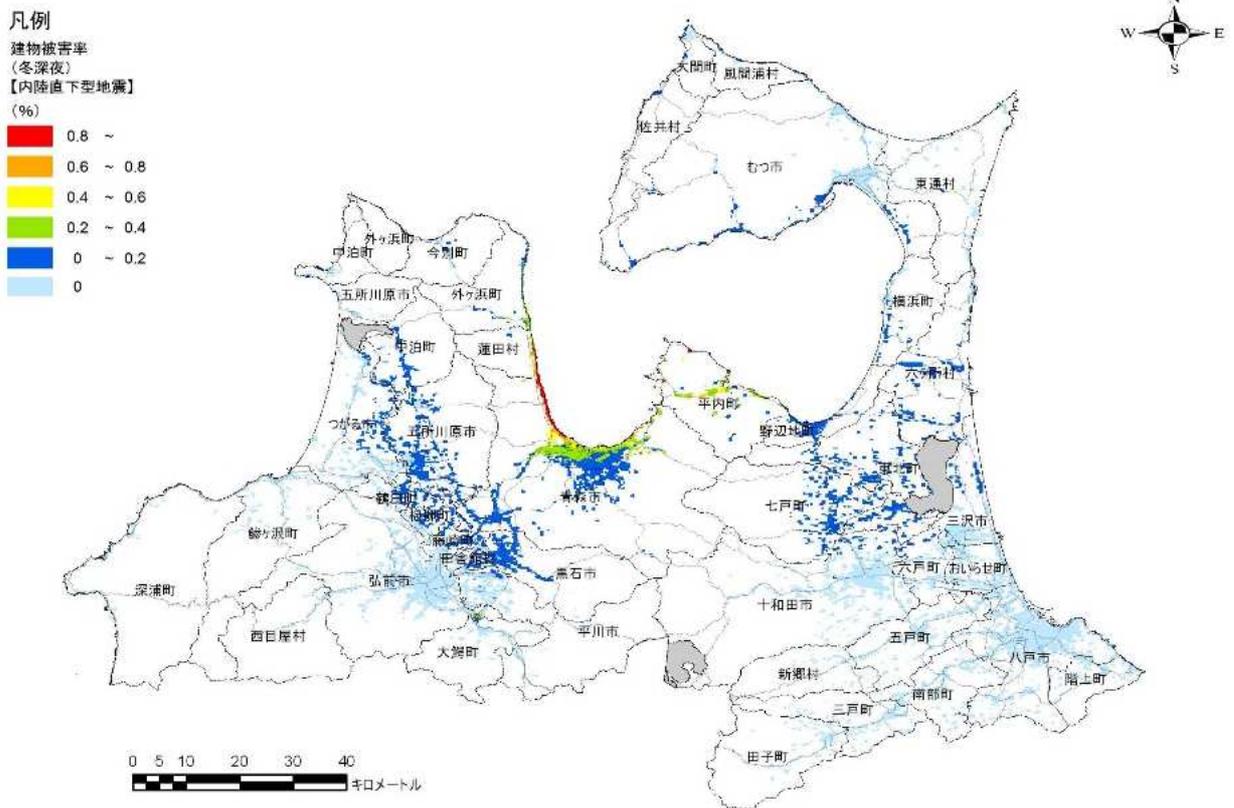


(図(2) - 2 建物被害（被害率）分布図)

3 想定内陸直下型地震（マグニチュード6.7）



(図3) - 1 震度分布図



(図3) - 2 建物被害（被害率）分布図

○ 昭和 43 年 5 月 16 日に発生した十勝沖地震におけるむつ市の被害状況

1 はじめに

1968 年（昭和 43 年）5 月 16 日午前 9 時 49 分、三陸沖北部を震源とするマグニチュード 7.9 の地震が発生し、むつ市を含む青森県の多くの地域では震度 5 の揺れを観測しました。

むつ市では、この地震により電話不通、国鉄の軌道の陥没、決壊のほか、現在の国道 279 号、338 号の路盤崩落等による通行不能により、陸からのアクセスが困難な状況となりました。また、早掛沼、一里小屋及びカッタイ沢のため池の堤防決壊により、国鉄大湊線の土砂堆積、大畑線の路盤流出、住家浸水、耕地冠水、田畑への土砂流出が発生しました。

この地震は、現在から 52 年前の地震ではありますが、三陸沖や十勝沖を震源とする地震は比較的短い期間に大きな規模の地震が発生することから、近い将来においても、むつ市において地震被害が発生するおそれがあります。

ここでは、耐震改修促進計画の策定にあわせて、国土交通大臣の基本方針（本計画の資料 - 4）に示されている「四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項」の一環として、当時の記録の概要を残し、市民の意識啓発を図ります。

2 人的被害

十勝沖地震における人的被害は、死者 1 名、重傷者 8 名、軽症者 8 名の合計 17 名でした。落下物や倒壊物による負傷や、破損したガラス等による切創等の建物被害に起因するものが多くみられました。その他の原因としては、ため池の決壊による被害や、揺れによる落下・転倒による負傷、こぼれ出た熱湯による熱傷でした。また、地震に対する恐怖感のため、心因性の影響を受け、病状の悪化や精神不安定症状を呈したケースもみられました。

3 建物被害

(1) 民間の建物

ア 一般家屋の被害

家屋の被害は、地震の揺れによる損壊被害と早掛沼(むつ市最大のため池)等の農業用ため池の決壊による浸水被害でした。揺れによる被害は市内全域に及び、特に田名部川流域の住宅地、大湊・大平地区の海岸沿いなど、地盤の弱いところに集中しました。浸水被害は、早掛沼堤防決壊で流出した水が田名部川に流入したことに伴い、田名部川がはん濫し、流域で住家浸水が発生しました。

イ 商工業・観光施設の被害

商業施設の被害は市内では大湊新町、大湊浜町、小川町、本町、柳町の商店地区の被害が最も大きく、その65%の商店が被害を受けました。業種別では、酒類卸小売店、電気器具卸小売店への被害が多く発生しました。

工業部門では工場等が被害を受けたことにより、直接被害162,889,000円の他に、間接被害330,000,000円も発生し、総額で5億円弱の被害でした。

また観光部門では、下北ユースホテルにおいて、燃料タンク、バーナー配管及び水道管給水パイプの破損、内部亀裂などの被害が発生しました。

(2) 公共の建物

ア 市庁舎等の被害

市役所の本庁舎では、3階部が大破し、1、2階でも損壊等の被害が発生しました。また、消防庁舎及び集会所においても、建物傾斜や土台沈下等の被害が発生しました。むつ税務署官舎では、地面が沸き上がるように崩壊し、官舎2棟が全壊した等の被害が報告されました。

イ 社会福祉施設、職業安定施設、文教施設の被害

市内では養護老人ホーム、保育施設、職業訓練所、公共職業安定所及び安定所宿舎において、建物の亀裂・沈下、敷地の地割れ、窓ガラスの破損等の被害が発生しました。また市内の小・中学校、公民館、市営野球場においても内外壁落下、建物傾斜、グラウンド内の沈下・地割れ等の被害が発生し、災害復旧費が約10,000,000円であったと報告されています。施設被害以外の被災としては、児童、生徒及び職員の負傷等の人的被害は地震時にはありませんでしたが、地震後に道路決壊箇所転倒し、負傷したとの記録が残されています。



旧むつ市役所の被害



税務署官舎の被害

昭和43年十勝沖地震 むつ市での被害

＜概要＞

発生時刻	1968年5月16日 9時49分
規模	マグニチュード7.9(むつ市内最大震度5)
主な被害	停電・電話不通
	大湊線・大畑線の路盤陥没及び決壊
	国道279号線・338号線の路盤崩落による通行不能
	早掛沼・一里小屋・カッタイ沢の溜池の堤防決壊

青森県大震災の記録 (県報告書の記録) 5月22日現在の被害概況 (市の調査記録)

＜被害＞

人的被害				
	死者	1	・早掛沼の決壊により水に吞まれる(隣村住民)	
	重傷者	8	・足場の崩落等による落下・転倒 ・落下物及び倒壊物による負傷	
	軽症者	8	・破損したガラス等による切創 ・こぼれ出た熱湯による熱傷	
家屋被害				
	棟数	全壊	185 99	
		半壊	285 284	
		一部破損	409 369	
		床上浸水	63	
		床下浸水	146	
		合計	1,088	
	世帯数	全壊	205	/
		半壊	319	/
		一部破損	451	/
		床上浸水	63	/
		床下浸水	146	/
		合計	1,184	/
	人員	全壊	921	/
		半壊	1,388	/
		一部破損	1,741	/
		床上浸水	238	/
		床下浸水	598	/
		合計	4,886	/
	(千円)	全壊	/	128,700
		半壊	/	146,641
		一部破損	/	110,700
		床上浸水	/	/
		床下浸水	/	/
		合計	626,080	/
公共土木被害				
	河川被害	箇所数	5 4	
		金額(千円)	18,000 10,000	
	道路被害	箇所数	12 21	
		金額(千円)	16,720 19,000	
	橋梁被害	箇所数	3 3	
		金額(千円)	2,800 1,000	
	海岸被害	箇所数	1 /	
		金額(千円)	27,000 /	
	湾港被害	金額(千円)	170,400 /	

＜被害＞

農林水産被害				
農地	農地	箇所数	10	
		面積(ha)	150	
	農業施設	箇所数	30	
		金額(千円)	689,090	
	畜産関係	件数	12	13
		金額(千円)	1,648	1,285
	林業関係	金額(千円)	37,723	
	水稲関係	面積(ha)	586.3	
		金額(千円)	89,960	
	水産関係	箇所数		4
被害金額(千円) (水産物除く)		7,000	12,000	
商工被害				
商業部門	商業部門	箇所数	782	309
		直接被害(千円)	367,720	264,453
		間接被害(千円)	700,000	
	工業部門	箇所数		19
		直接被害(千円)	162,889	117,539
		間接被害(千円)	330,000	
観光部門	被害箇所	下北ユースホテル		
	金額(千円)	509		
民生労働関係被害				
		箇所数	6	3
		被害金額(千円)	2,018	2,700
衛生関係被害				
衛生関係	衛生関係	箇所数	22	
		金額(千円)	82,059	
	衛生・食品関係	箇所数	851	
		金額(千円)	393,863	
文教施設被害				
		箇所数	11	
		被害金額(千円)	13,569	24,900
公営企業被害				
		被害金額(千円)	41,418	24,326
運輸施設被害				
JR大湊線 (線内全て)	JR大湊線 (線内全て)	箇所数	94	
		金額(千円)	1,059,861	
	JR大畑線 (線内全て)	箇所数	37	
		金額(千円)	414,651	
市庁舎等被害				
		被害金額(千円)	32,880	191,000

○市立小・中学校及び市営住宅の耐震化の現状

1 市立小・中学校

市立小・中学校は災害時の拠点・避難場所として特に重要な機能を果たす必要があり、計画的な耐震化が必要です。市立小・中学校（学校給食センターを含む）における現状の耐震化率を表 - 資料 - 3. 1 に示します。令和2年度における市立小・中学校の耐震化率は95.7%となります。

表 - 資料 - 3. 1 市立小・中学校の耐震化の現状と推移（学校給食センターを含む）

（単位：棟）

小・中学校の耐震化の現状	総棟数 a=b+d	昭和55年以前の建築物		昭和56年以降の建築物 d	耐震性を有する建築物 e=c+d	耐震化率 f=e/a
		耐震性あり b	耐震性なし c			
小・中学校	23	8	7	15	22	95.7%

2 市営住宅

管理している市営住宅のうち入居者の退去後、用途廃止を行うために入居者の募集を行っていない空家を「政策空家」と定義します。

市営住宅における現状の耐震化率を表 - 資料 - 3. 2 に示します。令和2年度における市営住宅の耐震化率は39.4%となります。

ただし、政策空家を除く市営住宅の耐震化率は55.2%となります。

表 - 資料 - 3. 2 市営住宅の耐震化の現状と推移

（単位：棟）

市営住宅の耐震化の現状	総棟数 a=b+d	昭和55年以前の建築物		昭和56年以降の建築物 d	耐震性を有する建築物 e=c+d	耐震化率 f=e/a
		耐震性あり b	耐震性なし c			
政策空家を含む	231	157	17	74	91	39.4%
政策空家を除く	163	90	17	73	90	55.2%

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日
国土交通省告示第 184 号

最終改正 平成 30 年 12 月 21 日
国土交通省告示第 1381 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、10 年後に死者数を概ね 8 割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとし

て位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、10 年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について

技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第

25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断の実施が可能な建築士の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で

公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南

海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成 27 年 12 月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成 25 年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約 5,200 万戸のうち、約 900 万戸（約 18 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 82 パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成 15 年の約 1,150 万戸から 10 年間で約 250 万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは 10 年間で約 55 万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第 14 条第 1 号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約 42 万棟のうち、約 6 万棟（約 15 パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約 85 パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成 28 年 3 月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 32 年までに少なくとも 95 パーセントにすることを目標とするとともに、平成 37 年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれをおおむね解消することを目標とする。

耐震化率を 95 パーセントとするためには、平成 25 年から平成 32 年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約 650 万戸（うち耐震改修は約 130 万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 3 倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約 4 万棟（うち耐震改修は約 3 万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約 2 倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成 25 年から平成 32 年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な

耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年政令第323号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号及び第2号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物

(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第5条第3項第2号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが

効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、

市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第6条第3項第1号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込ま

れる地域を通過する道路、公園等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第6条第3項第1号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めること

が望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

平成 7 年 10 月 27 日

法律第 123 号

改正 平成 30 年 6 月 27 日

法律第 67 号

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第2章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第 2 号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第 14 条第 3 号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限

る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者(所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者)の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

(市町村耐震改修促進計画)

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接

する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物(以下「要緊急安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第13条 所管行政庁は、第8条第1項並びに前条第2項及び第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上の

ものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第15条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

平成 7 年 12 月 12 日

政令第 429 号

改正 平成 30 年 11 月 3 日

政令第 323 号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第 2 号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する延べ面積をいう。）が 1 万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第 51 条（同法第 87 条第 2 項及び第 3 項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（通行障害建築物の要件）

第 4 条 法第 5 条第 3 項第 2 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距

離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が 12 メートル以下のときは6メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が 12 メートルを超えるときは6メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が 12 メートル以下の場合

以下の場合 6メートル

ロ 当該前面道路の幅員が 12 メートルを超える場合

超える場合 当該前面道路の幅員の 2 分の 1

二 その前面道路に面する部分の長さが 25 メートル（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、8メートル以上 25メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、2メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

（多数の者が利用する特定既存耐震不適當建築物の要件）

第 6 条 法第 14 条第 1 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに

類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数 2 及び床面積の合計 500 平方メートル

二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第 8 号若しくは第 9 号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数 2 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

三 学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第 1 号から第 7 号まで若しくは第 10 号から第 18 号までに掲げる建築物 階数 3 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

四 体育館 階数 1 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は、同行の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第7条 法第14条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第14条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - ニ 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 30トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル

- 五 マッチ 300 マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20万立方メートル
 - 八 液化ガス 2,000トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店

舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園又は小学校等又は幼保連携型認定こども園

十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十九 法第 14 条第 2 号に掲げる建築物

2 法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)とする。

一 前項第 1 号から第 16 号まで又は第 18 号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計 2,000 平方メートルのもの

二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計 750 平方メートルのもの

三 小学校等 床面積の合計 1,500 平方メートルのもの

四 前項第 19 号に掲げる建築物 床面積の合計 500 平方メートルのもの

3 前項第 1 号から第 3 号までのうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 15 条第 2 項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 3 号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第 1 号から第 3 号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

○建築基準法（抜粋）

昭和 25 年 5 月 24 日

法律第 201 号

改正 令和 2 年 6 月 10 日

法律第 43 号

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

- 第 10 条 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。
- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第 3 条第 2 項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第 9 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項から第 15 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

○建築基準法施行令（抜粋）

昭和 25 年 11 月 16 日

政令第 338 号

改正 令和元年 12 月 11 日

政令第 181 号

第 3 節の 6 勧告の対象となる建築物

第 14 条の 2 法第 10 条第 1 項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が 3 以上でその用途に供する部分の面積の合計が 100 平方メートル以上を超え 200 平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が 5 以上で延べ床面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

むつ市耐震改修促進計画

平成 22 年 11 月

平成 28 年 4 月（改訂）

令和 3 年 3 月（改訂）

発行・編集 むつ市都市整備部まちづくり推進課

〒035-8686 青森県むつ市中央一丁目8番1号

TEL 0175-22-1111（代表）

E-mail machidukuri@city.mutsu.lg.jp